

安心ネットづくり促進協議会

スマートフォンにおける無線LAN及びアプリ経由の インターネット利用に関する作業部会 報告書

概 要

スマートフォン利用作業部会報告書案のポイント①

～青少年のスマートフォン利用に関する考え方～

本報告書は、作業部会における議論に基づき、青少年のスマートフォン利用に関する現状を整理し、関係者の今後の取り組みに資することを旨とする。

＜基本的な考え方＞

● 青少年インターネット環境整備法の考え方に基づき、これまでのフィーチャーフォンにおける安全安心への取り組みとフィーチャーフォンとスマートフォンとの異同を踏まえつつ、関係者の連携協力による青少年のインターネット・リテラシーの向上と違法・有害情報へのアクセス防止との両面について対策が必要。

(スマートフォンとフィーチャーフォンの異同)

- ① スマートフォンは携帯電話回線（3G）に加えて無線LANでの利用も可能であり、3G回線経由を前提としたネットワーク型のフィルタリングだけでは不十分。
- ② 携帯電話事業者の管理下にあったフィーチャーフォンのアプリとは異なり、スマートフォンでは世界規模で多様なアプリが流通。
- ③ 機能面ではパソコンと同様の機能を有するが、電話番号が付与され、通話が可能であり、外出先でも常時インターネット接続が可能であるという特徴を踏まえると、パソコンと同様の対応では危険。

● 青少年のスマートフォン利用においては、現状ではフィーチャーフォンより高いリテラシーが求められるという共通認識に立ち、「青少年保護・バイ・デザイン(※)」の考え方に沿って、関係者の連携協力のもと、インターネット・リテラシーの向上と違法・有害情報へのアクセス防止とが、問題の発生に先立って、バランスよく、迅速に進められることが必要。

● 今後新たに携帯電話サービスに関わる関係者も、「青少年保護・バイ・デザイン」の発想で新たなサービスを提供することを期待。

(※) 青少年保護・バイ・デザイン：新たな機器やサービスを提供する場合は、その設計段階から青少年が利用することを想定し、実効的な青少年保護を組み込んだ形で提供するという考え方。その考え方には、青少年のリテラシー向上にかかわる策も含めてそのデザインを検討することを求めることを含む。

<関係者による取組みの状況>

- 関係事業者は、スマートフォン上において、無線LAN利用時・アプリ利用時のフィルタリング環境に関し、無線LAN接続やアプリのダウンロード・起動を制限する機能、無線LAN接続時にも有効なフィルタリングソフト、年齢別にカテゴリライズされたアプリのペアレンタルコントロール機能などにより、一定のフィルタリング環境を提供。
- しかしながら、スマートフォンに関する安全・安心の取組みについては、トータルでの使い易さの観点で分かりにくいとの指摘もあり、利用者・保護者に十分理解されているとは言えない。従来進められているフィーチャーフォンにおける対策に鑑みれば、取組みは十分とは言えず、さらなる強化が早急に必要。
- 利用者・保護者も、自らが学び、解決する能力を身につけるためのリテラシー向上に向けた取組みが必要。

<今後に向けて>

■ スマートフォンに関する利用者への説明


- ① 関係事業者連携による青少年・保護者の立場に立った分かりやすい説明と現場（店頭）レベルでの統一的な対応
- ② 関係事業者による販売時の説明に加え、CM等メディアの有効活用及び利用状況の変化に対応したアフターフォローとしての継続的な情報提供

■ 関係事業者及び利用者・保護者の連携によるフィルタリング改善

- ① 関係事業者連携による利用者ニーズを踏まえた無線LAN、アプリに関するフィルタリング改善（一定の基準によるカテゴリライズに基づいたアプリに関するフィルタリング等）の推進
- ② 保護者の負担及び保護者のリテラシーレベルに配慮したスマートフォンのフィルタリングのあり方について、事業者と保護者の連携による検討の推進

■ 利用者リテラシーの向上

- ① 保護者に対するリテラシー向上への取組み（青少年の利用においては一義的には保護者の責任が重要）
- ② 事業者と利用者の連携に向けたPTA団体、消費者団体との積極的な連携
- ③ 国の行政機関を活用した地域への積極的な情報提供と地域連携体制の整備

 フィーチャーフォンで培われた青少年インターネット環境整備に関するノウハウを活かして、スマートフォンにおいても青少年がリテラシーに応じて保護される体制の整備と、利用者のリテラシー向上に向けたさらなる取組みを、関係事業者相互間での情報共有等連携を図りつつ、関係者(事業者・利用者・保護者)が一体となって対応

スマートフォンに関する事業者について、現状の取組みを踏まえた今後の課題を取りまとめ。

関係事業者	現状の取組み
携帯電話事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●フィーチャーフォンと同様の3G接続時に有効なネットワーク型フィルタリングの提供 ●一部事業者による端末型フィルタリング(有料)の提供 ●無線LAN機能制限と無線LAN接続時にも有効な端末型のフィルタリングの利用推奨 ●機能制限アプリ(ダウンロード制限、起動制限)の提供及び携帯電話事業者独自基準により選定されたアプリのマーケットの提供
プラットフォーム事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●ペアレンタルコントロールやマーケットのコンテンツフィルタリング機能等により、一定の年齢や成熟度に応じたカテゴリーによる区分けによるアプリのレーティングに基づき子どもの発達段階に応じたフィルタリング機能を提供
フィルタリング事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●3G、無線LANどちらの環境でも有効なフィルタリングソフトを提供 ●家庭用ルーター向けフィルタリングソフトの提供 ●アプリケーションのカテゴリライズによる起動制限ソフトの提供
端末メーカー	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年保護に関連する機能として、GPS位置検索、緊急通報機能、フィルタリング機能等は、フィーチャーフォンとほぼ同等の機能を提供
ISP事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●ネットワーク型フィルタリングの提供やフィルタリングソフトを紹介
コミュニティサイト運営事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●フィーチャーフォンにおけるサイト健全性確保に向けたユーザー認証、機能制限、投稿監視などの取組みはスマートフォンでも有効に機能 ●ユーザー登録時の認証において、スマートフォンでは従来のフィーチャーフォンのように個別識別番号が利用できないことから、IVR(Interactive Voice Response)やSMS等の認証方式を採用
第三者機関	<ul style="list-style-type: none"> ●EMAでは、昨年10月からスマートフォンアプリの認定基準や審査方法等について検討。また、携帯電話事業者等を中心に端末側でのフィルタリング機能の高度化を検討 ●CEROでは、2011年夏よりモバイルゲームを審査対象に追加

今後に向けて	
スマートフォンに関する利用者への説明	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係事業者が連携した利用者への周知 ● 販売時のみならず、CMやメディアの有効活用や購入後におけるアフターフォローも含めた対応 ● 地域の情報格差が生じないように、地域の実情に応じ、利用者が満足のいく一定レベルの店頭での説明ができる体制の継続的な整備
フィルタリングの改善	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係事業者連携による、無線LAN、アプリに関するフィルタリングの改善(一定の基準によるカテゴライズに基づいたアプリに関するフィルタリングの提供等) ● 関係事業者連携による、利用者のニーズに基づく具体的な改善点を見出し、機器の見直しに反映させていく仕組みと、その改善を利用者に知らせていく仕組みへの取組み ● 保護者の負担及び保護者のリテラシーレベルに配慮したフィルタリングのあり方の検討 ● 第三者認定の仕組みをアプリフィルタリングに反映していく方策の検討 ● 標準ブラウザ以外のブラウザでフィルタリングが適切に機能しない場合への対応
利用者リテラシーの向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者がスマートフォンの特性を踏まえた賢い選択と利用が行えるよう、関係事業者連携によるリテラシー向上への取り組み ● アプリマーケット上のペアレンタルコントロールの適切な設定のための関係者事業者連携による説明 ● コミュニティサイトの安全利用に向けた青少年・保護者のリテラシー向上への取組み

利用者、保護者の視点を踏まえ、利用者への説明、フィルタリング改善、リテラシー向上について望まれる対応を取りまとめ。

スマートフォンに関する利用者への説明

- 利用者への適切な情報提供の観点からは販売時の説明だけでは必ずしも十分ではなく、説明を受けても忘れてしまう場合に加え、販売時には想定されていない情報や利用状況の変化もありうる。
- 関係事業者によるCMなどメディアの有効活用や購入後におけるアフターフォローも含めた対応。
- 青少年のスマートフォン利用においてフィルタリングに関する留意事項等について、関係事業者との連携により、青少年・保護者の立場に立ったわかりやすい説明と現場レベルでの地域差のない統一的な対応等が望まれる。

関係者及び利用者・保護者の連携によるフィルタリング改善等

- フィルタリングの改善について、関係事業者においては利用者の声を吸い上げることにより具体的な改善点を見出し、機器の見直しに反映させていく仕組みと、その改善を利用者に知らせていく仕組みが求められる。
- 関係事業者の連携による利用者ニーズを踏まえた無線LAN、アプリに関するフィルタリングの改善が図られることが必要。関係事業者によるフィルタリング改善に関する検討においては、一定の基準によるカテゴライズに基づいたアプリに関するフィルタリングの提供のあり方を検討。
- 保護者の負担及びリテラシーレベルに配慮したフィルタリングのあり方について事業者と保護者の連携を進めることが必要。

利用者リテラシーの向上

- 利用者が事業者側から提供された情報を正しく理解し、適切に行動できるよう、利用者リテラシーの向上に長期的に取り組むことが必要。
- 青少年利用に対して、一義的には保護者の責任が重要であり、保護者に対するリテラシー向上への取組みが重要。
- 事業者間の連携によるわかりやすい情報提供が重要であり、効果的な周知の観点からは安心ネットづくり促進協議会を通じた事業者と利用者の連携強化が図られるべきであり、PTA団体、消費者団体の役割が重要。
- 安心ネットづくり促進協議会の場を通じて得られた成果については広く地域へ浸透させていくことが必要。地域への情報提供については、国の行政機関等を積極的に活用することにより、地域における関係者の取組みを効果的に進めるための体制整備が必要。

1 作業部会設置の目的

総務省ICT諸問題研究会・青少年WGが提唱する『青少年保護・バイ・デザイン』（新たなサービス提供の計画段階から、青少年の利用を前提に保護対策を組み込んでおくこと）を推進する観点から、今後のスマートフォン等の普及を前提に、現状について情報共有を図るとともにスマートフォンに係る課題を整理し明らかにする。

2 検討体制

主 査： 藤川 大祐（千葉大学教育学部教授）

副主査： 社団法人電気通信事業者協会、グリー株式会社、シャープ株式会社

構成員： 携帯電話事業者、プラットフォーム事業者、携帯電話端末メーカー、
コミュニティサイト事業者、無線LAN事業者、フィルタリング事業者、ゲーム機メーカー、
第三者機関、消費者団体、関係団体、有識者等

オブザーバー： 総務省、内閣府、経済産業省、警察庁、文部科学省

3 検討項目

- (1) スマートフォンによるインターネット利用に係る、事業者の取組みに関する現状と課題
- (2) 無線LANを通じたスマートフォンでのインターネット利用に係るフィルタリング
- (3) アプリケーションに関するフィルタリング

4 検討経緯

2011年10月	11月	12月	2012年1月	2月	3月	4月	5月
● 第1回 (10/24)	● 第2回 (11/11)	● 第3回 (12/12)	● 第4回 (1/23)		● 第5回 (3/15)	● 第6回 (4/23)	● 第7回 (5/28)